

# 参 考 資 料

# 【 目 次 】

1. 地域医療支援病院について ...P 1
2. 特定機能病院について ...P 13
3. 医療連携体制・かかりつけ医、医師確保との関係について ...P 31
4. 専門医について ...P 40
5. 医療法に基づく人員配置標準について ...P 50

# 地域医療支援病院について

# 地域医療支援病院について

## 1. 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

## 2. 役 割

○紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）

○医療機器の共同利用の実施      ○救急医療の提供      ○地域の医療従事者に対する研修の実施

## 3. 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等（詳細は別添2参照）
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

## 4. 承認を受けている病院（平成19年3月30日現在）

合計 153病院 （別添1参照）

## 5. 平成16年に行った承認要件の見直しの概要

### （1）開設主体の追加

平成16年5月18日付 厚生労働省告示第226号において、新たに以下の開設主体を追加。

- ① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人      ② 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- ③ 次の2要件を満たす病院であって、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
  - ・ エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること
  - ・ 保険医療機関であること

### （2）紹介率の見直し

従来要件に加え、新たに逆紹介率の概念も含めた①紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること②紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えることという2要件を追加した。

### （3）その他

- ・ 紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」について、全て初診患者のみを対象とすることを明確化したこと。
- ・ 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合の対応について規定したこと。等

## 6. 地域医療支援病院制度創設時の医療審議会の答申

- 医療審議会の答申（平成8年4月25日）によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ。（☆：現在の地域医療支援病院の承認要件となっているもの ☆：現在の地域医療支援病院の承認要件とされていないもの）

☆紹介患者の積極的な受け入れ

☆救急医療の実施

★在宅医療の支援

☆施設・設備の開放等

☆地域の医療関係者に対する研修

★医療機関に対する情報提供 等

〈参考〉「今後の医療体制の在り方について（意見具申）」（平成8年4月25日 医療審議会）（関係部分抜粋）

### II. 医療施設機能の体系化

#### 1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

##### （6）地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療従事者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は、紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

## 医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

##### （1）地域医療支援病院

- 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定する。
- 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府県知事が公表する仕組みを新設する。  
地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、改善を指導してもなお要件を満たさない場合には法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った運用が行われるよう促す。
- 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

(別添1)

## 地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道	釧路市医師会病院	126	平成11年8月5日	釧路医療圏
3	北海道	旭川赤十字病院	765	平成16年5月17日	上川中部医療圏
4	北海道	総合病院北見赤十字病院	695	平成17年4月28日	北網療圏
5	北海道	札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
6	青森県	八戸市立市民病院	609	平成14年11月29日	八戸医療圏
7	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
8	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
9	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
10	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
11	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
12	宮城県	宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
13	宮城県	東北厚生年金病院	500	平成18年11月15日	仙台医療圏
14	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
15	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
16	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
17	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
18	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
19	福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
20	福島県	財団法人星総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
21	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
22	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
23	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・龍ヶ崎医療圏
24	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
25	栃木県	大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
26	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
27	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
28	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
29	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	185	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
30	群馬県	公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
31	埼玉県	大宮医師会市民病院	240	平成10年10月1日	中央医療圏
32	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	東部医療圏
33	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企医療圏
34	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央医療圏
35	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一医療圏
36	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	278	平成16年11月5日	利根医療圏
37	千葉県	安房医師会病院	149	平成13年4月1日	安房医療圏
38	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
39	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
40	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏



## 地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
41	東京都 (財) 東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
42	東京都 (財) 東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏
43	東京都 医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
44	東京都 日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
45	東京都 財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
46	東京都 財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	340	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
47	神奈川県 藤沢市民病院	506	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
48	神奈川県 恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
49	神奈川県 国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
50	神奈川県 神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	500	平成15年10月24日	県北医療圏
51	神奈川県 国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	812	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
52	神奈川県 神奈川県立こども医療センター	422	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
53	神奈川県 財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
54	神奈川県 横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
55	神奈川県 横浜州市立市民病院	626	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
56	神奈川県 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
57	新潟県 済生会新潟第二病院	500	平成14年8月27日	新潟医療圏
58	新潟県 新潟市民病院	724	平成16年2月17日	新潟医療圏
59	福井県 福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
60	長野県 特定医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
61	長野県 独立行政法人国立病院機構長野病院	420	平成14年11月14日	上小医療圏
62	長野県 諏訪赤十字病院	475	平成14年11月14日	諏訪医療圏
63	長野県 長野赤十字病院	774	平成15年8月5日	長野医療圏
64	長野県 飯田市立病院	407	平成16年7月30日	飯伊医療圏
65	岐阜県 岐阜市民病院	609	平成19年2月9日	岐阜医療圏
66	静岡県 静岡県立こども病院	200	平成13年2月23日	静岡医療圏
67	静岡県 県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
68	静岡県 社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
69	静岡県 社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	764	平成16年6月29日	西部医療圏
70	愛知県 名古屋第二赤十字病院	805	平成17年9月30日	名古屋医療圏
71	愛知県 名古屋第一赤十字病院	857	平成18年9月29日	名古屋医療圏
72	愛知県 名古屋共立病院	156	平成18年9月29日	名古屋医療圏
73	愛知県 社会保険中京病院	683	平成18年9月29日	名古屋医療圏
74	三重県 厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
75	三重県 厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
76	三重県 山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
77	滋賀県 大津赤十字病院	829	平成15年6月26日	大津医療圏
78	滋賀県 大津市民病院	562	平成15年6月26日	大津医療圏
79	京都府 京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
80	京都府 京都第一赤十字病院	745	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

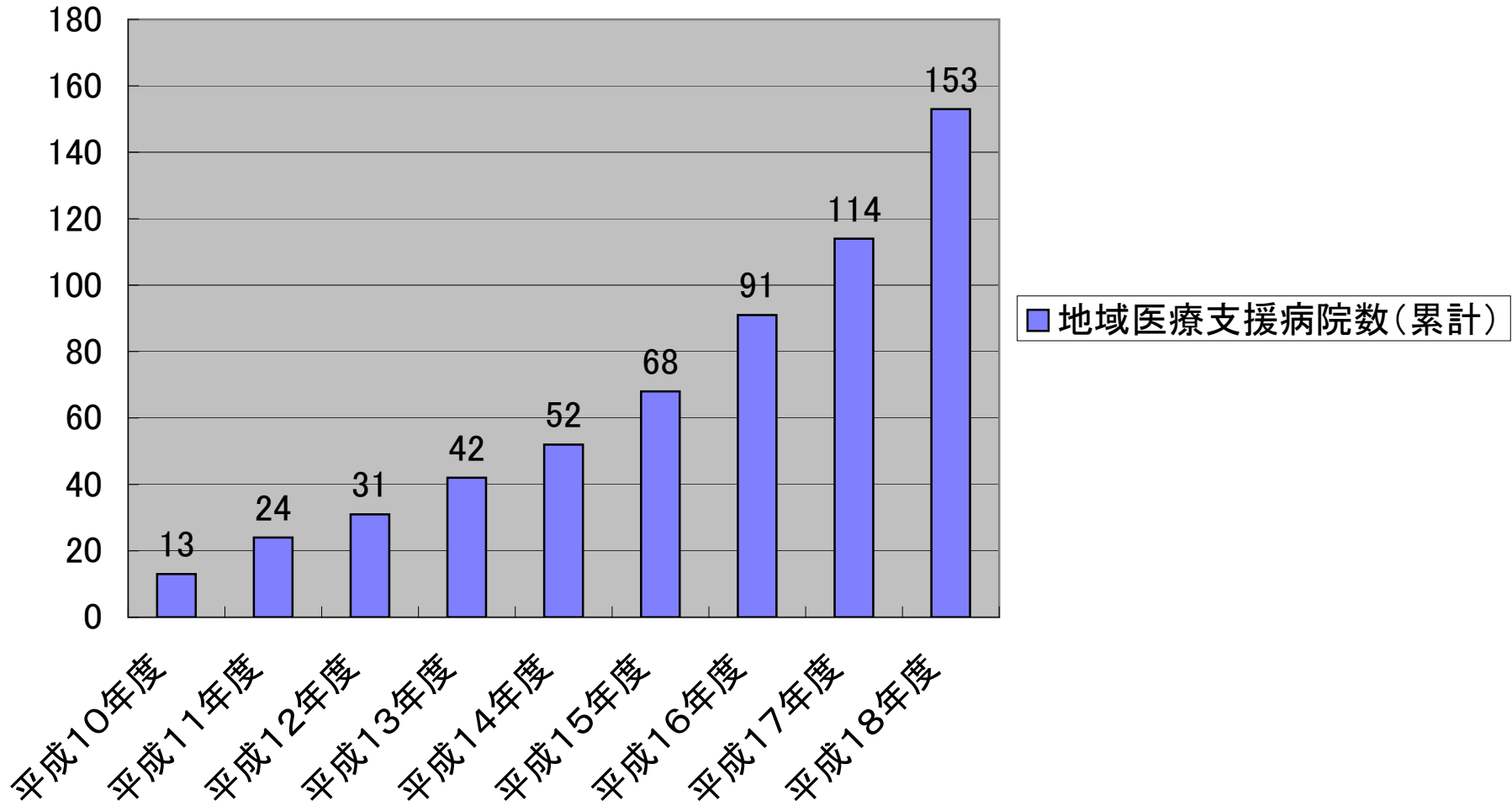
	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
81	京都府	武田病院	300	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
82	京都府	京都府立与謝の海病院	295	平成18年12月27日	丹後医療圏
83	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
84	大阪府	医)ペガサス馬場記念病院	542	平成15年2月28日	堺市医療圏
85	大阪府	医)生長会ベルランド総合病院	522	平成16年9月17日	堺市医療圏
86	大阪府	医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
87	大阪府	宗)在日本南ブレス・ティアンミツシヨウ淀川キリスト教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
88	大阪府	医療法人若弘会若草第一病院	230	平成18年12月28日	中河内医療圏
89	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
90	兵庫県	神戸赤十字病院	310	平成19年3月17日	神戸医療圏
91	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	361	平成16年5月24日	和歌山医療圏
92	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	410	平成18年6月12日	御坊医療圏
93	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	平成18年12月13日	和歌山医療圏
94	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
95	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏
96	島根県	松江赤十字病院	730	平成19年2月6日	松江医療圏
97	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
98	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
99	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
100	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
101	広島県	厚生連廣島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏
102	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	平成18年8月31日	福山・府中医療圏
103	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
104	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
105	徳島県	徳島赤十字病院	470	平成13年10月1日	南部I医療圏
106	徳島県	阿南医師会中央病院	300	平成13年10月1日	南部I医療圏
107	徳島県	徳島県立中央病院	540	平成18年3月6日	東部I医療圏
108	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	468	平成18年7月25日	中讃保健医療圏
109	愛媛県	喜多医師会病院	235	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
110	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
111	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏
112	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
113	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
114	福岡県	甘木朝倉医師会病院	240	平成12年3月31日	甘木朝倉医療圏
115	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
116	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
117	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内
118	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内
119	福岡県	戸畑共立病院	160	平成17年4月1日	北九州療内
120	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内
121	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
122	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏
123	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	平成18年10月31日	南部保健医療圏
124	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
125	長崎県	長崎県立島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
126	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎神経医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏
127	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
128	熊本県	天草地域医療センター	200	平成11年3月29日	天草医療圏
129	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
130	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏
131	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
132	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	平成18年12月27日	熊本医療圏
133	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	大分医療圏
134	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	臼津医療圏
135	大分県	医療法人敬和会大分岡病院	231	平成18年10月5日	大分保健医療圏
136	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	平成18年10月5日	別杵速見保健医療圏
137	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
138	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
139	宮崎県	県立延岡病院	460	平成18年11月28日	北部医療圏
140	宮崎県	宮崎社会保険病院	269	平成18年11月28日	宮崎東諸県医療圏
141	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
142	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成12年1月31日	川薩医療圏
143	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成17年8月25日	出水医療圏
144	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	始良医療圏
145	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成17年8月25日	肝属医療圏
146	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成16年9月22日	曾於医療圏
147	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
148	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏
149	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	平成18年9月12日	肝属医療圏
150	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部医療圏
151	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部医療圏
152	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部医療圏
153	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部医療圏

### 地域医療支援病院数



各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※( )は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数							
北海道 (5)※	南渡島	1	宮城県 (6)	仙南	1	東京都 (6)	区南部		愛知県 (4)	尾張東部		兵庫県 (2)	東播磨							
	南檜山			岩沼			常陸太田・ひたちなか			区西南部			能登中部		尾張西部		北播磨			
	北渡島檜山			仙台	5		栃木県 (2)	県北		1	区西部		1	福井県 (1)	福井・坂井	1	尾張北部		中播磨	
	札幌	1		塩釜			県東・央			区西北部			奥越		丹南		知多半島		西播磨	
	後志			黒川			県南			区東北部	1		嶺南		中北		西三河北部		但馬	
	南空知			大崎			両毛	1		区東部			富士・東部		中北		西三河南部		丹波	
	中空知		栗原		前橋	1	西多摩		嶺南		中北		東三河北部		淡路	1				
	北空知		登米		高崎・安中	2	南多摩	1	峡東		三重県 (3)	北勢	1	東三河南部		奈良				
	西胆振		石巻		渋川		北多摩西部		峡南		滋賀県 (2)	中勢伊賀		東三河南部		東和				
	東胆振		気仙沼		藤岡	1	北多摩南部	2	富士・東部		南勢志摩	2	南勢志摩	2	中和					
	日高		大館・鹿角		富岡		北多摩北部	1	佐久		東紀州		和歌山県 (3)	和歌山	2	南和				
	上川中部	1	鷹巣・阿仁		吾妻		島しよ		上小	1	大津	2	和歌山	2	和歌山	2				
	上川北部		能代・山本	1	沼田		横浜北部		諏訪	1	湖南		那賀		那賀					
	富良野		秋田周辺	1	伊勢崎	1	横浜西部	2	上伊那		甲賀		橋本		橋本					
	留萌		本荘・由利		桐生		横浜南部	2	飯伊	1	東近江		有田		有田					
	宗谷		大曲・仙北		太田・館林		川崎北部		木曾		湖東		御坊		御坊					
	北網	1	横手・平鹿		東部	1	川崎南部	1	松本	1	湖東		田辺	1	田辺	1				
	遠紋		湯沢・雄勝		中央	2	横須賀・三浦	2	大北		湖北		新宮		新宮					
	十勝		村山	1	西部第一	1	湘南東部	1	長野	1	湖西		鳥取県 (0)	東部		東部				
	釧路	1	最上		西部第二		湘南西部	1	北信		京都府 (4)	丹後	1	中部		中部				
根室		置賜		比企	1	県央		岐阜県 (1)	岐阜	1	中丹		西部		西部					
青森県 (2)	津軽地域		庄内		秩父		県北	1	西濃		南丹		松江	1	松江	1				
	八戸地域	2	県北		児玉		県西		中濃		京都・乙訓	3	雲南		雲南					
	青森地域		県中	2	大里		下越		東濃		山城北		出雲		出雲					
	西北五地域		県南		利根	1	新潟県 (2)	新潟	2	飛驒		山城南		大田		大田				
	上十三地域		会津	1	千葉	1	県央		賀茂		豊能		大田		大田					
岩手県 (0)	下北地域		南会津		東葛南部		中越		熱海伊東		三島	1	浜田	1	浜田	1				
	盛岡		相双		東葛北部		魚沼		駿東田方		北河内		益田	1	益田	1				
	岩手中部		いわき	1	印旛山武	1	上越		富士		中河内	1	隠岐		隠岐					
	胆江		水戸	1	香取海匝		佐渡		静岡	1	南河内		岡山県 (2)	県南東部	2	岡山	2			
	両磐		日立		夷隅長生		新川		志太榛原		堺市	2	県南西部		高梁・新見		堺	2		
	気仙		鹿行		安房	2	富山		中東遠		泉州		高梁・新見		真庭		泉州			
	釜石		土浦		君津		高岡		西部	3	大阪市	2	真庭		津山・英田		大阪	2		
	宮古		つくば	1	市原		砺波		愛知県 (4)	名古屋	4	神戸	1	津山・英田		神戸	1			
	久慈		取手・竜ヶ崎	1	区中央部		南加賀		海部		兵庫県	阪神南		広島		阪神				
	二戸		筑西・下妻				石川中央		尾張中部		兵庫県	阪神北		広島西	1	兵庫				

各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※( )は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数			
広島県 (4)	呉	1	福岡県 (9)	宗像	1	大分県 (4)	東国東	
	広島中央			筑紫			別杵速見	1
	尾三	1		甘木・朝倉	1		大分	2
	福山・府中	1		久留米			臼津	1
	備北			八女・筑後		佐伯		
山口県 (2)	岩国	1		有明		大野		
	柳井			飯塚	1	竹田直入		
	周南	1		直方・鞍手		日田玖珠		
	山口・防府			田川		中津下毛		
	宇部・小野田		北九州	3	宇佐高田			
	下関		京築		宮崎県 (4)	宮崎東諸県	2	
長門		佐賀県 (2)	中部	1		都城北諸県	1	
萩			東部			宮崎県北部	1	
徳島県 (3)	東部Ⅰ	1	北部			日南串間		
	東部Ⅱ		西部		西諸			
	南部Ⅰ	2	南部	1	西都児湯			
	南部Ⅱ		長崎県 (4)	長崎	1	日向入郷		
	西部Ⅰ			佐世保		鹿児島県 (9)	鹿児島	3
西部Ⅱ		県央		2	指宿			
香川県 (1)	大川			県南	1		南薩	
	小豆			県北			日置	
	高松		五島		川薩		1	
	中讃	1	上五島		出水		1	
	三豊		壱岐		伊佐			
愛媛県 (2)	宇摩		対馬		始良		1	
	新居浜・西条		熊本県 (5)	熊本	3		曾於	1
	今治			宇城		肝属	2	
	松山	1		有明		熊毛		
	八幡浜・大洲	1		鹿本		奄美		
宇和島		菊池			沖縄県 (4)	北部	1	
高知県 (2)	安芸		阿蘇			中部	2	
	中央	2	上益城			南部	1	
	高幡		八代			宮古		
	幡多		芦北		八重山			
福岡県	福岡・糸島	3	球磨	1				
	粕屋		天草	1				

○表は、平成19年3月30日現在のものである。

○二次医療圏は全国に358圏存在する。

○そのうち、110圏に地域医療支援病院が設置されている。

○地域医療支援病院の数は、153病院である。

# 特定機能病院について

# 特定機能病院制度について

## 1 趣 旨

良質な医療を効率的に提供するためには、機能・特質に応じた施設の体系化を進めることを通じ、医療資源がより有効に活用されるようにすることが必要。このため、平成4年の第2次医療法改正において特定機能病院を制度化し、高度な医療を提供する医療機関については、以下のような趣旨に基づき、厚生労働大臣が個別に承認している。

- (1) 高度な医療技術水準の確保のためには、継続して高度医療を必要とする症例を扱うことが必要。
- (2) 高度医療のための人員、設備を、多くの医療機関で持つことは非効率。
- (3) 患者にとっても、真に高度な医療が必要かどうかをいったん地域の医療機関で判断してもらった上で、必要に応じ高度な医療機関に行く仕組みが妥当（紹介制の考え方の導入）。

## 2 役 割

- 高度医療の提供
- 高度医療技術の開発・評価
- 高度医療に関する研修

## 3 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること（紹介率30%以上の維持）
- 病床数……400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
  - ・ 医師……通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
  - ・ 薬剤師……入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
  - ・ 看護師等……入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）  
[外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]
  - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備……集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。 等



## 4 平成16年に行った承認要件の見直しについて

### (1) 見直しの経緯

特定機能病院に係る承認要件のうち、病床数について「規制改革推進3か年計画（再改定）」において指摘がなされたことを踏まえ、従来の「500床」から「400床」に病床数の緩和を行うとともに、併せて、高度な医療を提供する等の特定機能病院本来の趣旨に沿って、特定機能病院の高度医療に関する要件の見直しを行うこととしたもの。

### (2) 見直しの概要（改正後の詳細な要件は、別紙参照）

- 医療法施行規則第6条の5に定める特定機能病院の有すべき病床数をそれまでの「500床」から「400床」に緩和。
- 医療法施行規則第9条の20に定める特定機能病院の管理者が行うべき事項のうち
  1. 高度の医療の提供について、それまでの努力義務を、管理者の義務としたこと。
  2. 高度の医療技術の開発及び評価について、それまでの努力規定を、管理者の義務としたこと。
- 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）について、以下を内容とする改正を行った。
  1. 高度の医療に係る範囲の見直し。
  2. 高度の医療技術の研究及び開発に係る要件の明確化。
  3. 高度の医療に関する研修に係る要件の明確化。

## 5 承認を受けている病院（81病院 平成19年4月1日現在）

- 大学病院の本院（78病院）
- 国立がんセンター
- 国立循環器病センター
- 大阪府立成人病センター

## 特定機能病院に係る基準について

項 目	承 認 基 準
標榜診療科目 (規則六の四)	次のうち10以上 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、皮膚科 泌尿器科、産婦人科、 産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科 麻酔科
病床数 (規則六の五)	400床以上
人員配置 ①医師 (規則二の二11)	$(\text{入院(歯科を除く)患者数} + \text{外来患者数(歯科を除く)}) / 2.5) / 8$ その端数を増すごとに1人以上
②歯科医師 (規則二の二12)	歯科入院患者 / 8 その端数を増すごとに1人以上 歯科外来患者については病院の実情に応じ、必要と認められる数を加える
③薬剤師 (規則二の二13)	入院患者数 / 30 その端数を増すごとに1人以上 調剤数 / 80 その端数を増すごとに1人(標準)
④看護師及び准看護師 (規則二の二14)	入院患者数 / 2 その端数を増すごとに1人 外来患者数 / 30 その端数を増すごとに1人以上 産婦人科又は産科においては、その適当数を助産師とする 歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、その適当数を歯科衛生士とすることができる
⑤管理栄養士 (規則二の二15)	1人以上
⑥診療放射線技師、事務 員その他の従業者 (規則二の二16)	病院の実情に応じた適当数

<p>構造設備 ①集中治療室 (法二の二) (規則二の三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中管理を行うにふさわしい広さ（1病床当たり15㎡：通知）</li> <li>・ 人工呼吸装置その他の集中治療に必要な機器 （人工呼吸装置のほか人工呼吸装置以外の救急蘇生装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー等を想定：通知）</li> </ul>
<p>②無菌治療室 (規則二の四)</p>	<p>無菌状態の維持された病室（空気清浄度がクラス1以下程度：通知）</p>
<p>③医薬品情報管理室 (規則二の四)</p>	<p>医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供の機能 (他の用途の室と共用も可：通知)</p>
<p>④その他の設備等 (法二の二)</p>	<p>化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室</p>
<p>紹介率 ①算定式 (規則九の二〇六イ)</p>	<p><math>\frac{A+B+C}{B+D}</math>    A：紹介患者の数                      B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数                      C：救急用自動車によって搬入された患者の数                      D：初診の患者の数</p>
<p>②率 (規則九の二〇六ロ)</p>	<p>30%以上 (下回った場合、改善計画作成)</p>
<p>安全管理体制及び院内感染対策のための体制 (規則九の二三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を行う者を配置すること。</li> <li>・ 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること</li> <li>・ 当該病院に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。</li> </ul>

<p>高度医療提供 (規則九の二〇11イ) (規則九の二〇11ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療を提供すること。</li> <li>①高度先進医療（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2第2項に規定するもの。）</li> <li>②特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患についての診療。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（：通知）</p> <p>※ この場合において、①の高度先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の高度先進医療が1件の場合には、併せて、②の特定疾患治療研究事業に係る診療を年間500人以上の患者に対して行うものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。</li> </ul> <p>（病院内に臨床検査及び病理診断を実施する部門を設けること。別々でなくても可。従業者は専任でなくても可。：通知）</p>
<p>高度医療開発 及び評価 (規則九の二〇2イ) (規則九の二〇2ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該特定機能病院に所属する医師等の行う研究が、国、地方公共団体又は民法第34条の規定に基づき設立された法人から補助金の交付又は委託を受けものであること、及び当該特定機能病院に所属する医師等が発表した論文の数が年間100件以上であること。（：通知）</li> <li>・ 医療技術の有効性及び安全性を適切に評価すること。</li> </ul>
<p>高度医療研修 (規則九の二〇3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施するものでその数が年間平均30人以上であること。（：通知）</li> </ul>
<p>諸記録 (規則九の二〇4) (規則九の二〇5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する責任及び担当者を定め、諸記録を適切に分類管理すること。</li> <li>・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示する</li> </ul>
<p>その他 (努力目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急用又は患者輸送用自動車を備えていることが望ましい。（：通知）</li> <li>・ 病院内に地域医療の連携推進のための委員会等（病院内の関係者を構成員することでも可）を設けることが望ましい。（：通知）</li> <li>・ 救急患者に対して必要な医療を提供する体制が確保されていることが望ましい。（：通知）</li> </ul>

## 医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日  
社会保障審議会医療部会

### 4. 医療機能の分化連携の推進

#### 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

##### （2）特定機能病院

- 地域の医療連携体制の構築において、高度な医療技術や専門性を必要とする治療などの医療需要に対応できる機能等を有する「医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院」が必要とされていることから、特定機能病院にこのような病院としての役割を期待し、「高度な医療の提供等に当たり医療連携体制の構築に配慮すること」を、特定機能病院の管理者の義務として医療法に規定する。
- 高度先進医療の見直しに伴い、特定機能病院の要件の一つである「高度の医療」の範囲について整理する。
- 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる（現行2.5対1）。
- 今後検討を進めていく必要のある専門医の育成のあり方、医療機関間における機能分化と連携等に係る論点も踏まえて、特定機能病院に本来求められる機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方について、医療施設体系のあり方に関する検討会において検討する。